審議会等名	令和６年度第２回つくばみらい市国民健康保険運営協議会
開　催　日	令和６年１２月１９日（木）
開催場所	つくばみらい市役所　伊奈庁舎３階　大会議室
出　欠　者	出席委員　伊藤正実、中山治、守谷智明、小菅新一、青木一郎、 冨澤裕喜子、横張雅彦、飯塚伸泰 欠席委員　三橋良輔 事務局　小田川浩市長、大山勝弘市長公室長、 岡田博幸国保年金課長、亀田和義課長補佐、 松村めぐみ係長、尾内敏彦係長、山田百香主事、 大堀真実主事
議　案	・会議録署名委員の指名 ・協議事項 （１）つくばみらい市国民健康保険税の税率等の見直しについて（諮問）
議案概要	・開会　午後２時３０分　伊藤正実会長 ・会長あいさつ　伊藤正実会長 ・市長あいさつ　小田川浩市長 ・会議録署名委員の指名　青木一郎委員、横張雅彦委員 ・協議事項 （１）つくばみらい市国民健康保険税の税率等の見直しについて（諮問）について、市長より諮問を行った。事務局からの説明後、審議の結果、事務局が示した９種類のパターンの中から「パターン２」が採用され、その内容のとおり答申された。 ＜令和７年度つくばみらい市国民健康保険税の改定案＞ （１）基礎課税額分 所得割率　１００分の５．９（現行：１００分の５．８） 均等割額　２５，７００円（現行：２１，８００円） （２）後期高齢者支援金等課税額分 所得割率　１００分の２．１（現行：１００分の１．８） 均等割額　１４，３００円（現行：１３，４００円） （３）介護納付金課税額分 所得割率　１００分の１．５（現行：１００分の１．２） 均等割額　１４，７００円（現行：１３，７００円） ＜質疑等＞

	横張委員	ここ数年、積立金を取り崩して補填しながらやってきたが、赤字の収入は解消しなければいけない。物価も高騰して保険料も上がって大変だが、致し方ない。事務局でシミュレーションをたくさん出してもらったが、被保険者の負担が一番少ない方法が一番いいのではないか。今、基金の残高が７億８，０００万だが、最終的には３億から４億の間を目指して、４年間かけて段階的に税率を上げていくのが一番被保険者に負担が少ない方法と思う。応能負担と応益負担ですが、５０：５０に将来的には統一される見込みが強いということなので、それを選択すれば、シミュレーションの２が一番妥当なのではないかと思う。
	守谷委員	保険料の見直しについて、お示しいただいたシミュレーションを含めて、来年度以降、統一に向けて改定をしていかなければならないということで、非常に賛成である。１つ目の質問ですが、つくばみらい市は県が示す標準保険料率よりも低く、支払準備基金を使って段階的に目標年度までに上げていく一番よいのがパターン２だと思うが、納付金ベースの統一に向けて改定をして、その後、引き続き県の料率統一に向けて段階的に上げていくことが想定されるのか。２つ目の質問は、各市町村、標準保険料率は高いところ、低いところがあって、県の料率統一に向けていくとき、本市も上げていかなければならないが、下がってくるところもあると思う。そういうばらつきがあるので、例えば国や県で、激変緩和措置のようなものの検討があるのか。
	事 務 局	まず、目標税率を達成した後については、例えば４年間で上げていくパターンの場合、令和１１年度は据え置くことを前提としている。令和１２年度の納付金ベースの統一の際には、各市町村で税率等を設定できるので、１年ではなく、数年間最終税率を維持したい。また、令和１２年度の納付金ベースに合わせて４年間かけて税率を改定しているので、その際に示される標準保険料率とそれほど乖離はないと考えている。その後の完全統一に向けては、今後検討してくことになる。２つ目の質問で、各市町村ごとの標準保険料率のばらつきについては、高い市町村、低い市町村で不公平分をカバーするようなも

	のは、県に確認したところ、現時点で明確に決まっていないが、格差をどう解消するかを県で検討しているところとのことである。また、現時点で明確に決まっていないが、現行の激変緩和措置はなくなることを想定しているとのことである。 中山委員　基金が枯渇するということで、ある程度の改定はやむを得ないと思う。資料の２６ページを見ると、応能割５０、応益割５０のパターン２からパターン５を考えてみると、パターン２が低所得者についても急激な増加ではないし、中間層、高所得者を含め、適切ではないか。 飯塚委員　私もこの中で一番被保険者に負担がかからないのがよいと思う。パターン６も低所得者には負担が少ないと思うが、県のほうは比率を５０：５０で進めていくということで、パターン６でやるとまた途中で５０：５０に合わせないといけなくなると考えると、パターン２を推していくのが一番よいのではないかと思う。 ・次回は、２月２０日（木）午後１時３０分に開催予定 ・閉会　午後３時４５分　伊藤正実会長
そ　の　他	傍聴人　無

以上、上記議事を明確にするため、この会議録を作成し、議長及び会議録署名委員が次に署名する。

議　　長

会議録署名委員

会議録署名委員